

第3回松江市・東出雲町合併任意協議会

日 時 平成22年1月13日(水)

14:00～16:00

場 所 東出雲町民会館 2階大ホール

矢野事務局長 失礼いたします。そういたしますと、定刻になりましたので、ただいまから第3回松江市・東出雲町合併任意協議会を開催をさせていただきます。

本日は皆様にはお忙しいところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。私、この協議会の事務局長の矢野と申します。よろしく願いいたします。

そういたしますと、開会に当たりましてこの任意協議会会長であります松浦松江市長がごあいさつをいたします。

松浦会長 それでは、開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は皆様方には大変お忙しい中、しかも大変寒い中でございますけれども、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。それからまた、新年が始まりましたが、今年もどうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

この任意協議会でございますけれども、昨年12月の1日に発足をいたしまして、皆様方に大変お世話になってるわけでございますけれども、いよいよ今年はこの合併協議を進めていく上で大変重要な節目の年ということになったわけでございます。この任意協議会におきまして、遅くとも3月中にこの協議をまとめるということにいたしております。これから大変多くの重要な事項を短期間で精力的に協議を進めていただくことになるわけでございますので、皆様方の引き続きの御理解と御協力をお願い申し上げたいと思います。

前回の第2回の協議会におきましては、合併の方式という本当に感情的になりやすい大変難しい問題につきまして皆様方だれもが協議をまとめていこうと、こういうような姿勢で将来の地域づくりに向けた建設的な御意見を賜ったわけでございますし、また、その合併をする場合の住民の心情にも大変細やかな配慮をしていただいた発言があるなど、大変活発に御議論をいただいたところでございまして、会長といたしまして皆様方に対して深く感謝をいたしているところでございます。

前回の会議で皆様方とともに確認をさせていただきましたが、合併の方式にとらわれず対等な立場で誠実に議論を進めていくということを基本姿勢にしていきたいと、そして、住民の皆さん方が安心して、なおかつ夢の持てるそうした町を築き上げていくと、そうい

う協議会にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、これは御報告になりますけれども、昨日、東出雲町のものづくり企業の視察を副会長さんと議会選出の委員さん、合計10名でございますが、行ったところでございます。本当は全員の皆さん方に御参加をいただければというふうに思ったわけでございますけれども、受け入れ先の状況、あるいは日程調整等々もございまして、一部の委員さんのみの実施になったことにつきましては御容赦をいただきたいと思っております。見学させていただきましたのは、角かまぼこさん、それから野原熱練さん、そして三菱農機の3カ所でございます。それぞれ大変創意工夫をいたしまして、チャレンジ精神を持って頑張っておられると、なおかつ外資をとにかく稼いでいこうと、そういうふうな立場で大変意欲を持って取り組んでおられるということを実感をいたしたところでございます。

これからの地方自治体の経営というものは、やはり自らの財源で創意工夫でやっていかなければいけないと、自立度を深めていかなければいけないということでございますので、そのような意味からもぜひとも合併を成就をして、松江市と東出雲町のそうした連携、そういったものを通してお互いの協業体制づくりということを確認をしていくと、そして、そのことによりまして町全体が活気のある、そうしたまちづくりにつなげていくことができれば大変素晴らしいことだというふうに思っておりますし、また、その可能性というのが非常にきのうの視察でもって実感をできたところでございます。

なお、今後この協議会の委員さん全員で松江市と東出雲町の特色ある箇所、そうしたところについて視察をしながら合併後のまちづくりを語り合う機会を持ちたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

さて、本日は前回の任意協議会で提案いたしました8項目、合併の方式を初め、期日等々ございましたけれども、この案件につきまして1件ずつ協議をしていただいた上で、御異議がなければ全会一致で任意協議会としての決定をさせていただくように予定をいたしております。その後、本日の新たな提案といたしまして、条例、規則の取り扱い、以下11項目について説明をさせていただきたいというふうに思っております。前回同様、ぜひ活発な御議論をいただきたいというふうに思っております。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきたいと思っております。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

矢野事務局長 ありがとうございます。

それでは、これから本日の議事に入らせていただきたいと思います。その前に資料の確認をお願いをしたいと思います。

本日、会議次第が1枚、それから、少し厚いものでございますが、会議資料が1部、それと、おとといでございましたが、新聞折り込みで配布をさせていただきました協議会日より「縁のかたらい」の第2号をお手元に配付をさせていただいておりますので、御確認をいただきたいと思います。

それから、委員の皆様方にお願いがございますが、前回と同様に会議録を作成いたします。その作成の都合上、御質問、御意見等の御発言をいただく前に手を挙げていただいて、事務局の職員がマイクの御用意をいたしますので、マイクを持って御発言、御質問等をお願いをしたいと思いますので、御協力をお願いをしたいと思います。

そういたしますと、規約に基づきまして会長に議長をお願いをして進めていただきたいと思っておりますので、松浦会長、よろしく願いいたします。

松浦会長 そういたしますと、議事に入らせていただきたいと思います。

それでは、この会議次第に基づいて行いたいと思いますが、まず、議案の1につきまして事務局の方からお願いをいたします。

矢野事務局長 失礼いたします。前回の協議会で御提案、御説明をさせていただきましたとおり、本日の議案の1番の合併の方式から議案の8番の消防団の取り扱いにつきましては、皆様方には前回御説明をしたところでございますので、本日改めて質問、御意見をいただいた上で、その後御異議がなければ全会一致でおまとめいただくことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

そういたしますと、会議資料の1ページをお開きをいただきたいと思います。議案の1、合併の方式についてでございます。私の方から読み上げさせていただきますと、前回の提案を確認させていただきます。1ページでございます。合併の方式は、八束郡東出雲町の区域を松江市に編入する編入合併とする。

以上でございます。よろしく御審議をお願いをしたいと思います。

松浦会長 それでは、議案の1、合併の方式について、委員の皆様方からの御質問、御意見等ございましたらお願いをいたしたいと思います。

はい、どうぞ。組嶽委員。

組嶽委員 前回、私は東出雲町議会及び町民の中に合併に向けて推進及び慎重の両方の意見があり、まとまっていない状況を協議会の皆さんに報告いたしました。その時点で私が心配していたことは、対等な協議なくして合併協議を進めることはできないということであり、そのような考えから対等な協議を念頭に新設合併の選択もあると申し上げ、

持ち帰って検討すると申しました。その後、私の発言後、多くの皆さんから活発な意見が出て、松浦会長が多くの意見を聞かれた上で、合併の方式にとらわれず対等な立場で誠実な論議を進めていくと、この協議会の基本姿勢としてまとめられたのであります。その後、私どもの町議会の合併問題調査特別委員会において執行部から第2回合併任意協議会の提案についての説明を受け協議しましたが、合併方式は町民も大きな関心を持っており今日までにまとめることができませんでした。したがって、本日は事務局の提案についての賛否を発言することができないため継続協議としていただきたいと思います。

委員の皆さんには大変御迷惑をおかけしますが、合併任意協議会の期間中にできるだけ早くまとめたいと思いますので、よろしく願いいたします。

松浦会長 ほかに何かございますか。

はい、どうぞ。野々内さん。

野々内委員 東出雲の野々内です。

1人の委員として、そして住民として、今の議会の代表の委員さんの意見ですけれども、2回目のこの協議会のときに、そのときにはもちろん決定ではありませんので皆さんで意見を言ったんですが、その場面では東出雲町も、また松江市の委員の方も、皆さん編入合併だよねというような大体の意見を出されたと私は記憶しております。

みんないろんな思いはあるし、最初に会長が言われたように、感情的にならないで対等な思いでこの会を進めましょうということにみんな認識をしてこの会に臨んでると思います。その中で東出雲の議会だけが、ちょっと待ってくれや、間に合わなかったんだというのは、私、本当に松江市さんに対して申しわけないなと、1人の住民として思っております。もちろんいろんな考えもあるし、まとめるのに時間はかかります。大人ですから子供のように、おまえこげだけん、こげせやって言うことはできませんけれども、この協議会も東出雲からお願いして2回目の合併の協議会になっておりますよね。そういう東出雲の立場も考えながら私たちは、そうして両方とも、多分松江市さんは本当に、この間も言いましたけど、大きな器で私たちを迎え入れてくださってると思うんですけれども、それにこたえるといいですか、やっぱり相手の立場もよくよく考えて、自分のこともですけれども、お互いが相手の立場を考えていったら物事がスムーズに進むんじゃないかなと1人の委員として思っております。執行部の方も、それから議会の方も、それから私たち協議会の委員もやっぱり目標を持って、その期日を決めてこの会が立ち上がっているのですから、なるべくそれにスムーズに合うような自分たちのグループといいですか、例えば今だった

ら議会ですけれども、大人の立場でいろいろと事を運んでいただきたいという願いであります。そして私の思うところでは、住民の10人のうちの、もう8人、9人は、もう合併は当たり前、してほしいという気持ちでいると私は認識しております。以上です。

松浦会長 どうぞ。

鞆嶋副会長 それでは、副会長として今のこの議題につきまして、野々内委員さんがおっしゃったとおりでございますし、ちょっと私の方から話をさせていただきます。

実は、議会の合意形成がまだ十分でないということを私自身も判断をし、1月8日に私の方から松浦会長にお電話をし、その件のお話をさせていただき理解していただいたところございまして、最初に会長の方からも話がございましたが、この任意協議会、3月中にはまとめたいということでスタートしているわけですから、賛否両論があるかもしれませんが、お互いそれに向けて進まなきゃならないというふうには思っておりまして、そういう面で委員の皆様におわびをしたいというふうに思っております。

私、前日も申し上げましたのですが、合併の方式自体は私自身は、松江市は5年前新設合併しておりますし、事務局から編入合併が案として出るというのは大変妥当だという発言もさせていただきました。しかし、確かにこの問題は、最初に会長の話にもございましたが、住民の心情やそういうものをいろいろ考えるときに大変重要な問題であるというふうに認識しておりまして、そういう意味で町議会もまとまらなかったんじゃないかというふうな判断をしております。したがって、そういう御事情を酌んでいただきまして、できれば本日は継続審議にさせていただきたいというふうに思っております。ただし、先ほどから意見ございましたように、町執行部といたしましても議会と一緒にあって任意協議会が終わるまでにはきちんとこの問題をはっきりさせなきゃならないということは感じておりますので、努力していきたいと思っておりますので、最初に私の意見並びに謝罪させていただきます。

松浦会長 ほかにございますか。

どうぞ、加藤委員。

加藤委員 今、町長さん、または議員さんの方からお話もございましたが、私も長い議会活動もやらせていただきまして、この合併ということについては私も実質加わったのはこの4年前が初めてだったというふうに思っておりますが、私の地元は秋鹿、大野、あの辺でございまして、昭和35年に、昭和の合併で松江市に合併の最後でございましたが、そのときも本当いろんな事がございまして、やっぱり合併というのは本当につらいもんだ

な、なかなかまとまんもんだなということも私は承知をしておるわけですが、東出雲の皆さん方が、やっぱり今回ああいう話で松江市と合併してひとつ大きな都市として頑張ろうという話が出たわけですので、私どもは本当、議会でいろんな問題がもめる、または話があるということは十分理解をしておるところでございますので、精力的に期日以内に物をまとめていただいて、ひとつ仲よく合併にこぎつけることができたならなというふうに今思っておるところでございます。

きのうの新聞でああして出雲と斐川町の問題が出て、これは大変なことになるなというふうな感じでよそごとながら受けたわけでございますけど、やっぱり私は議会活動の中で、東出雲町さんと合併ということが今回、4年前も少しあったわけでございますけど、私が議員に出た54年ごろ、松江市が今どんどん大きくなっていく最中ございまして、そのときに議会論争でいろんなことを私どももやったわけでございます。さっき言ったように、今、湖北の方から私どもは出ておったわけございまして、湖北はやっぱり調整区域の地帯であったわけで、どうしても一畑電車が通っようにまちづくりがならんんじゃないかということで中村市長と随分議論をしたわけでございます。そのときに中村市長が言っておったのは、やっぱり松江市の大きく発展していくのは東の方へ向けて発展するんだと、ということで、西の方はほんならどうかということで議論をしたわけでございますけど、やっぱり西の方は農業地帯の大きな穀倉地帯であって、これを中心にした発展を遂げていくというので随分、何年も議論をしたわけでございますが、やっと今試してみると東出雲町さんと合併してやっぱり製造地帯の、会社がいっぱいあるような工場がよけいあるようなこと合併ができて、私は中村市長が30数年前に言っていたことがこれから実現してくるかなというふうな今感じがしておるところでございますので、できるだけ東出雲の、やっぱり住民の皆さんはもちろんでございますけど議員の皆さん方も努力していただいて、私どもは精いっぱい受けることは受けていきたいというふうに思っておるところでございますので、その点をやっぱり期間以内にほぼまとめていただくと結構だなというふうに希望するわけでございますので、一言申し上げておきたいと思えます。

松浦会長 ほかに御意見ございますか。

はい、どうぞ。

前島委員 失礼します。今、合併の方式についての話でございますが、斐川、出雲のような感情論に走るようなことがあってはならないと思いますが、東出雲町の方はこの合併についてまだ合意形成がされてないという部分がありまして、このことについて、もう編

入合併だぞということを一気にここで決めるということはいかかなものかなと、いずれはそうなるとしても継続審議として慎重な運びをする方が望ましいのではなからうかというふうに思います。以上です。

松浦会長 どうぞ。

喜多川委員 私はこの前の旧松江市と八束郡の合併のときの委員もしておりましたが、その当ても本当にいろんなことがありましたけど、一番私が思ってそのときにその協議会に臨んでいたのも、住民のための協議を行うっていうことを一番念頭に置いてやったような気がいたします。そのときにも委員さんの中で本当に苦渋の選択だったって言葉が出てきました。だから、だれのための合併かという、そこを言ったらあれですけど、でも、どっちにしても住民のためにみんなこうして一生懸命話し合いをしているし、私は今ここにこうして座っていますのもその思いで、とにかく住民のためっていう思いでここに座らせていただいております。以上です。

松浦会長 ほかにはございますか。

どうぞ、児玉さん。

児玉委員 私この間、東出雲の方とちょっとお話をしたんですが、どうなったのって話したら、また難しそうな話だよって、何かがっかりしてらっしゃったんです。どうぞ東出雲の方、住民の方の意見をしっかり聞いてまとめてあげてください。お願いします。

松浦会長 ほかにはございますか。

それでは、皆さん方から活発な御意見をいただきましたけれども、この任意協議会でございますが、第1回目のときに確認をいたしましたように、会議の運営規程におきましては、議事は全会一致をもって進めると、こういうことになってるところでございます。この合併の方式につきましては、ほとんどの委員の方が編入合併で御了解をいただいているということでございますが、ただいまお話がありましたように東出雲町の側からは継続協議としていただきたいという御意見も出たところでございます。したがって、今後、東出雲町議会と、それから町執行部におかれましては早急に意見を取りまとめていただきますように、ぜひ誠心誠意御努力をいただきたいというふうに思います。これをお約束をいただいて、遅くともこの任意協議会が3月中ということでございますので、それまでに継続協議とさせていただきたいと思いますが、皆様方よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございました。

それでは、議案 1 につきましては以上とさせていただいて、進めさせていただきたいと思いをします。

それでは、続いて議案の 2 について事務局の方からお願いします。

矢野事務局長 会議資料の 2 ページをお開きをいただきたいと思いをします。合併の期日につきまして、前回提案した内容を再度読み上げて確認をさせていただきますので、よろしくお開きをいたします。

合併の期日について。合併の期日は、平成 23 年度中とする。具体的な期日については、法定協議会設置後に協議する。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

松浦会長 それでは、議案の 2 につきまして、委員の皆様方の方からの御質問、御意見等がございますでしょうか。

よろしゅうございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、質問なり御意見がないようでございますので、この件につきましては特に御異議がなければ御了承いただきたいと思いをしますが、御異議ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。

それでは、議案の 2 につきましては御了承いただきました。

続きまして、議案の 3 について事務局の方からお願いします。

矢野事務局長 資料集の 3 ページをお開きをいただきたいと思いをします。合併後の市の名称について。合併後の市の名称は、松江市とする。

以上でございます。よろしくお開きをいたします。

松浦会長 議案 3 でございますが、御質問、御意見等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

特にないようでございますので、以上で議案 3 につきましては御異議がなければ御了承いただきたいと存じますが、御異議ございませんか。（「なしい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。

それでは、続いて議案の 4 について事務局の方からお願いします。

矢野事務局長 会議資料の 4 ページをお開きをいただきたいと思いをします。合併後の市の事務所の位置について。合併後の市の市役所の位置は、松江市末次町 8 6 番地とする。また、合併時には、東出雲町役場の位置に支所を置く。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

松浦会長 それでは、議案の4につきまして、委員の皆様の御質問、御意見等ございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

前島委員 市役所は松江市の現在の市役所で結構ですが、東出雲町の役場を支所とするということになっておりますけども、この支所自体には問題ないんですけども、今後恐らく審議の中で出るというふうに思っておりますけど、私どもの公民館でございますが、公民館も旧町村は合併したら1カ所に絞られるというような状況でございますけども、私どもの人口構成、あるいは地域のいろんな背景をよく審議をしていただいて、本当に旧町に1つの公民館でいいのかどうかということは審議を今後続けていただきたい。したがって、支所及びそういった機能的な行政の一つの機能の中身まで切り込んで検討していただきたいというふうに、特にお願いを申し上げておきたいと思っております。以上です。

松浦会長 公民館の話は、後、ちょっとやるんですけどか。

矢野事務局長 公民館についてでございますが、この任意協議会の最初に皆さん方と確認いただきました協議事項の38項目には現在入っておりません。ただ、これは松江市と東出雲町の双方の合併に際してのいろんな諸課題を明確にして明らかにする会でございますので、今後この協議会で協議ということになれば、そういったような審議のテーブルのせてやらせていただく必要があるかと思っております。

ただ、公民館の問題につきましては、やはりこれから合併協議を進める中で、松江市がどういう方向で公民館をこれからやっていきたいかということ、それからまた、松江市の実情も御理解いただく中で今後どういう取り扱いをするということとかについて、また、松江市、東出雲町と双方で協議をしていく必要、大事な案件だとは承知をしておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

松浦会長 ほかにございますでしょうか。

それでは、この議案4につきまして、御異議がなければ御了承いただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。

続きまして、議案の5について事務局の方からお願いします。

矢野事務局長 そういたしますと、会議資料の5ページをお願いをしたいと思っております。財産及び債務の取り扱いについて。東出雲町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべ

て松江市に引き継ぐ。

以上でございます。よろしく御協議をお願いいたします。

松浦会長 それでは、議案5につきまして御質問なり御意見ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしゅうございますか。特にないようでございますので、議案5につきまして、御異議がなければ御了承いただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございました。

続きまして、議案6について事務局からお願いします。

矢野事務局長 6ページをお願いをいたします。特別職の身分の取り扱いについて。東出雲町の特別職の職員(教育長を含む。)は、合併期日の前日をもって失職する。ただし、議会の議員、農業委員会の委員及び消防団員については、別に協議をする。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

松浦会長 御質問、御意見ございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは特にないようでございますので、議案の6につきましては、御異議ございませんでしょうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございました。

それでは、続きまして議案の7をお願いします。

矢野事務局長 7ページをお願いをいたします。一般職の職員の身分の取り扱いについて。

(1) 東出雲町の一般職の職員は、すべて松江市の職員として引き継ぐものとする。

(2) 任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し、松江市の制度に統一を図る。

(3) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、松江市の制度に統一を図る。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

松浦会長 議案の7につきまして、御意見、御質問ございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)

特にないようでございますので、以上で議案7につきまして、御異議がなければ御了承

いただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい、ありがとうございました。

それでは、続いて議案の8について事務局の方からお願いします。

矢野事務局長 8ページをお願いいたします。消防団の取り扱いについて。

（1）東出雲町消防団を松江市消防団に統合する。

（2）東出雲町消防団の組織については、分団数や班の編成等を調整し、松江市消防団東出雲方面団とする。

（3）東出雲町の消防団員は、すべて松江市の消防団員として引き継ぐものとする。

（4）消防団員の定員、階級、任期、報酬及び出動手当等については、松江市の制度に統一する。

（5）東出雲町消防団の装備、機庫及び資機材については、松江市消防団に引き継ぐものとする。

以上でございます。よろしく願いいたします。

松浦会長 議案の8につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

野津（勝）委員 お伺いしたいと思います。

伝統ある東出雲の消防団の合併統合を考えると、町消防団は、いわゆる昭和の大合併の推進により、昭和29年に出雲郷村、揖屋町、意東村の新設合併、人口は9,070人で、ともに消防団もこのときに一新をし、編成され、現在に至っていますが、その後、本町の進展とともに人口も順調に伸びてまいりまして、今日では世帯数4,900と人口1万4,658、5,588人の増、特にここ10年前より都市計画の推進をもとに土地区画整理事業が進められ、新しい住宅地と商業集積による新市街地、錦新町、錦浜地区住宅、約1,000戸が誕生しました。今日、さらに隣接する西側には西土地区画整理地、住宅区画、約300戸が進められ、既に医院などを初め、数件の新築を見るところでございます。また、隣接北側に旧揖屋干拓地、ため池などがございますが、ここには工業団地の計画も今日進められています。

こうした本町の現状を踏まえ、今日均衡ある本町の消防団の組織再編と、分団や班の増設の検討を行っているところであります。任意協の資料によりますと、消防団の組織については分団数や班の編成などを調整し、東出雲方面団とすると、このように記載されていますが、本町のこうした現状と、たどる人口増加などを理解していただき、住民の生活、

安全安心の確保を条件として、本町消防団の充実に前進はあっても後退であってはならないと、私はこのように考えています。今後こうした新しい組織化の対応、調整についての考えをお伺いしたい、このように思います。

矢野事務局長 お答えをさせていただきます。

消防団というのは、松江消防本部の常備消防と、それから地域の非常備消防、この両方が相まって地域の皆さんの安全安心を守っておる、こういうことでございまして、松江市も現在、平成17年の3月合併をいたしました、それぞれの地域の実情を酌んで、各役場にごさいました消防団、これはそれぞれの地域の松江市消防団、例えば宍道方面団ですとか、鹿島方面団とさせていただいておるわけですが、それまでの経過や、あるいは地域の地理的条件などを考慮いたしまして、班編成等につきましても地域の方の意見を尊重して現在そのまま推移をさせていただいておるところでございます。したがって、今、委員さんの御心配のこの調整で後退ということはなかりと、あってはならないというふうに思っておりますので、今後調整に当たっては十分東出雲町の消防担当と松江市の消防本部で協議をしながら、安全安心をしっかりと守るという立場での調整に努めてまいる考えでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

野津（勝）委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

松浦会長 ほかにございますか。

それでは、ほかに特にないようでございますので、以上で議案8につきまして、御異議なければ御了承いただきたいと存じますが、御異議がございませんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい、ありがとうございます。

それでは、これまでの議案の1、合併の方式につきましては継続協議とさせていただきましたが、それ以外の議案の2、合併の期日から議案の8、消防団の取り扱いまで7項目につきましては、事務局の提案どおりで任意協議会の意見として御決定をいただきました。

それでは、続きまして議案の9から19まで、これにつきましては本日は提案と協議のみということでございまして、次回、第4回で御決定をいただくということになるわけでございます。

それでは、事務局の方から説明をお願いします。

大野事務局次長 事務局の大野です。

私の方から、議案の9からの提案説明をさせていただきます。失礼して座らせていただ

きます。

資料の方、9ページをごらんください。条例、規則等の取り扱いについて。条例、規則等については、松江市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、必要に応じて条例、規則等の新規制定、一部改正を行うという提案内容とさせていただきます。

10ページの方に参考資料といたしまして、根拠法令の抜粋を載せさせていただきます。

それから、11ページに条例、規則等の取り扱いについてということで、新設合併の場合と、それから編入合併の場合ということで説明を載せさせていただきます。

それから、12ページの方では、両市町の例規数、平成21年の12月1日現在ですが、その両市町の例規数を載せさせていただきます。それから、その下のところで両市町の特有の主な条例ということで載せさせていただきます。

あと、13ページに先進事例ということで資料を載せさせていただきます。

議案の9につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

松浦会長 それでは、この議案の9につきまして、皆様の御質問、御意見等がございましたらお願い申し上げたいと思います。

ございませんか。それでは、特に御質問等ございませんようでございますので、議案の9につきましては以上とさせていただきます。

続いて、議案の10について事務局から提案をお願いします。

大野事務局次長 資料の方、14ページをごらんください。議案の10、事務組織及び機構の取り扱いについて。

(1) 松江市の事務組織及び機構に統一する。

(2) 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務等の本庁で一括処理することが適している事務を所掌する。支所は、本庁において処理する事務を除いて住民サービスを提供する機関とする。

(3) 東出雲町の附属機関等は、原則として松江市の附属機関等に統合する。なお、東出雲町固有の附属機関等については、実態を考慮して調整する。

15ページ、16ページの方に参考資料として、根拠法令の抜粋を載せさせていただきます。

それから、17ページに平成21年4月1日現在の松江市と東出雲町の職員数を載せさ

せていただいております。松江市の方が現員では2,386、東出雲町は112名となっております。

それから、続きまして18ページの方で行政組織、これも平成21年の12月1日現在ということで載せさせていただいております。松江市の方は、部、課、係の体制、東出雲町の方は、課、グループの体制となっております。

それから、19ページにおきまして支所の概要ということで、現在の松江市の支所の概要、機能の概略を載せさせていただいております。

それから、21ページに支所及び出張所の名称、組織、位置及び所管区域ということで一覧表として載せさせていただいております。支所の方は3課、それから地域振興課の中にそれぞれの支所の特徴を盛り込んだ室をつくっております。

それから、21ページから23ページまでは支所の事務分掌の詳細を載せさせていただいております。

続きまして、24ページ、25ページのところで、附属機関ということで、これは根拠が条例以上のもののみですけども、比較して松江市と東出雲町の附属機関ということで載せさせていただいております。

それから26ページ、27ページが、最近の合併事例の先進事例ということで参考資料として載せさせていただいております。

議案の10につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

松浦会長 それでは、この議案の10につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

森口委員 どの段階で申し入れ、あるいはお願いする内容かなと思うんですけども、例えば編入合併がオーケーだよということになって東出雲支所という形に仮になったとして、どの段階で、現行であります各支所の地域振興課、市民生活課、建設管理課というのにプラスして鹿島町原子力対策室、あるいは島根支所は水産加工振興室とかいういろいろな特色ある室、グループ等設けておられますが、東出雲町に基本的な形である地域振興という形のある程度の概論よりはさらに踏み込んだ物づくりというものを特に進化させる、してもらう、例えばグループ、あるいは室、そういうのをつくってほしいという提案はいつの時点ですればよろしかったでしょうか。教えていただけますか。

矢野事務局長 今、委員さんおっしゃいましたような意見や要望は、この協議会で委員

さんの意見として出していただいて、いつでもよろしいかというふうに思っております。
なお、この組織をどうするかということにつきましては、この任意協議会、それから法定協議会が設置になりましたら、法定協議会で大きな方向性として支所を置きますとか、あるいは地域の特色を生かした施策事業を推進するために、例えば今、委員さんがおっしゃいましたものづくり云々とかそういったものの必要性の意見を踏まえて、合併協議が調った後に、東出雲町の町長さん以下執行部と松江市の市長以下担当課のところ調整をさせていただきながら、実際の組織づくりなり、あるいは人員配置ということになってまいりますので、そういった要望はまた機会がありましたらいつでも御意見として出させていただければ、次の協議へどんどんつなげてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

森口委員 とりあえず現段階でそういう特色あるグループを設けてほしいということをご提案申し上げておきますので、今後の課題というふうに取り上げていただければということをお願いしておきます。以上です。

松浦会長 それでは、ただいまの御意見も踏まえて今後調整をさせていただきたいと思っております。

それでは、ほかにございませんでしょうか。

特にほかにはないようございませので、議案の10につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、議案の11について事務局からの提案をお願いします。

大野事務局次長 資料の方、28ページをごらんください。議案の11、一部事務組合等の取り扱いについて。一部事務組合等の取り扱いについては、次の方針により、合併時までに調整する。

(1) 松江市と東出雲町で構成している松江市、東出雲町山林組合は、合併の前日をもって解散し、当該組合の業務及び当該組合が所有する財産については、すべて松江市に引き継ぐものとする。

(2) 島根県市町村総合事務組合については、松江市は引き続き加入し、東出雲町は合併の日の前日をもって脱退する。

(3) 島根県後期高齢者医療広域連合については、松江市は引き続き加入し、東出雲町は合併の日の前日をもって脱退する。

(4) 松江圏救急医療対策協議会については、松江市は引き続き加入し、東出雲町は合

併の日の前日をもって脱退する。という提案内容とさせていただきます。

29ページ以下、参考資料として29ページ、30ページが根拠法令の抜粋とさせていただきます。

それから31ページ、一部事務組合の状況ということで、それから広域連合、それから協議会の状況ということで、両市町が加わっている組合、組織等について載せさせていただきます。このうち、両市町ともに構成員となっているものが松江市、東出雲町山林組合、それから島根県市町村総合事務組合、後期高齢者医療広域連合、それから松江圏救急医療対策協議会と、この4つとなっております。

それから32ページ、33ページで松江市・東出雲町山林組合の概要ということで載せさせていただきます。

それから34ページ、35ページが、最近の合併事例の先進事例ということで載せさせていただきます。

一部事務組合等の取り扱いについては以上でございます。よろしくお願いたします。

松浦会長 それでは、議案の11について御質問、御意見等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

田中委員 この31ページの島根県市町村総合事務組合のことですが、東出雲は多分これに入っていらっしゃって退職金なんかはここから出るということになっておると思いますが、今度合併を仮にすれば、松江は別途やっていますんでそういうことになるのか、東出雲の分はどういうことになるのか、ちょっとお知らせいただきたい。

矢野事務局長 資料の31ページをごらんをいただきたいと思います。31ページの表の2番目の市町村総合事務組合の今、田中委員さんからの御質問でございます。

松江市におきましては、総合事務組合で県内の市町村と共同しておる事務のうち、ここに1番から5番を掲げておりますが、松江市が共同処理をしておるのは1、2、3でございます。したがって、4番目、5番目は松江市独自で職員の退職手当の計算ですとか、あるいは公務災害の認定審査というのをやっておりますので、この2つについては東出雲町区域も合併をしてエリアを広げて、松江市単独で事務処理をするということになりますので、そういう提案だということで御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

松浦会長 よろしゅうございますか。

ほかに御質問等ございますでしょうか。

特にならぬようにございますので、議案 11 につきましては以上とさせていただきたいと思っております。

続いて、議案の 12 について事務局から提案をお願いします。

大野事務局次長 資料の方、36 ページをごらんください。議案の 12、公共的団体等の取り扱いについて。公共的団体等の取り扱いについては、合併後の市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について以下の方針により調整に努めるものとする。

(1) 両市町に共通する団体は、それぞれの団体の理解と協力を得ながら、できる限り合併時に統合できるよう、調整に努める。

(2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう、調整に努める。

(3) 独自の団体については、原則として現行のとおりとする。という提案とさせていただいております。

37 ページ、参考資料ということで、根拠法令の抜粋を載せさせていただいております。

それから 38 ページ、39 ページに現時点の主な公共的団体等ということで、松江市と東出雲町を横に比較して並べながら載せさせていただいております。

それから、40 ページから 42 ページまでが最近の合併事例の先進事例ということで載せさせていただいております。

議案の 12 につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

松浦会長 それでは、議案の 12 についての御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

福頼委員 商工会の立場として少し述べさせていただきます。

いただいている資料の中に、第二次産業就業人口ということで松江市は 19.4%、東出雲は 31.9%、製造品出荷額は松江が 964 億 6,200 万、東出雲が 414 億 300 万というぐあいになっております。

それから、今まで八束郡でなっておりました各商工会が今、松江南、それから松江北と分かれておりますが、その中で今、小規模事業者数というのが、松江南が 682、それから松江北が 1,012、東出雲が 463 あります。その中で製造業に携わっている事業者数が、松江南が 88、北が 84、それから東出雲が 89 となっております、その上に金

融あっせんを商工会としてはやっておるわけですが、それを見ますと、松江南が120件で17億8,800万、北が110件で12億6,900万、東出雲が147件で23億6,900万ということで、東出雲単独でも商工会が今活動というのですか、担っている役割というのが非常に大きいものがあると思われます。今後、合併した際に、できるだけ統合できるようにということに提案がなされておりますが、統合ということになりますと当然、多分、松江南ということになると思ひます。ただ、この数字だけでなく、ほかの分母を含めてこの数字を見ていただいてもわかるように、できれば単独というのですか、例えば松江東商工会というような位置づけでもしていただひて、今後皆さんから出ております、東出雲が企業発展、あるいはものづくりの町としてより一層活性化できるように商工会の位置づけをお願いをしたいと思ひます。以上です。

矢野事務局長 今回の委員さんの御意見については、こういう御意見があったということで、私ども、これから専門部会等での調整に入ってまいりたいと思ひますが、やはり商工会は商工会をつくれる目的があるわけございまして、合併という事情に対して商工会の本来の活動がどうあるべきかということで、また、東出雲の商工会と松江の南商工会との協議、調整も十分必要であろうと思ひますので、そういった商工会の皆さん方等の意見も聞かせていただきながら、どういふあり方がいいかということは今後詰めていく必要があると思ひますので、よろしくをお願いいたします。

松浦会長 ほかにございませうでしょうか。

それでは、ほかにございませうございませうので、議案の12につきましては以上とさせていただきますと思ひます。

続いて、議案の13について事務局から提案をお願いしませう。

大谷事務局班長 事務局の大谷でございませう。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案13、補助金、交付金等の取り扱いについての件につきまして、私の方から説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料の43ページをごらんください。補助金、交付金等の取り扱いについては、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から見直しを図り、以下の方針により調整する。

(1) 両市町で同一、あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体の理解と協力を得て、松江市の制度に統一する方向で調整する。

(2) 独自の補助金、交付金等については、従来の実績等を考慮し、合併後の市域内で

の均衡を保つよう調整する。

(3) 整理統合できる補助金、交付金等については、関係団体と協議し、統合または廃止するよう調整する。という提案でございます。

めくっていただきまして、44ページには根拠法令を載せております。

45ページから48ページに補助金、交付金の一覧を載せております。全部で両市町合わせて約260の補助金、交付金等があるところでございます。これらの補助金、交付金の取り扱いをどのようにするかという方針を確認していただくというのがこの議案でございます。個々の調整は各専門部会で協議しておりますが、今回提案した方針を確認していただければ、その方針によって今後の事務調整を進めていくこととなります。

この補助金のうち、例えば地区自治会、社会福祉協議会、商工会などの団体運営費補助というものは、その関係団体との協議ということが前提になってくると思っております。また、独自の補助金、例えば47ページの商工費のところを見ていただきますと、松江市の情報サービス産業等立地促進補助金、それから企業立地支援補助金、中小企業融資保証料補助金。東出雲町では、中小企業設備貸与事業保証金助成事業補助金、ひがしいずも産業元気アップ事業補助金などについては、一つ一つ事業効果、実績などを考慮いたしまして合併後の市域内での均衡を保つように個別に協議、事務調整をしていくこととなります。

めくっていただきまして、49ページには先進事例を載せております。また御確認いただければと思います。

議案13については以上でございます。よろしくお願いたします。

松浦会長 議案13につきまして、御質問、御意見等ございますか。

はい、どうぞ。

福頼委員 すみません。松江市の方は原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金、俗に言うF補助金というのがありまして、これは鹿島町から引き続いてのことだと思えますが、最初にいただいた資料によりますと、企業立地支援補助は、東出雲町については原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金(F補助金)の対象区域外であり、補助対象となりません。しかし、合併後は一体化した原子力発電施設の立地市として補助対象となるよう、国及び関係機関等へ要望していきます。ということが書いてあります。できるだけこの補助金、国から出るF補助金ということになるわけですが、対象となっていないということではあります。ぜひ、できれば合併が進む前からでも松江市と東出雲町が一緒になって働きかけていただくこと、それと、合併すれば、市の補助金として約20%ぐら

い出ているようでございますが、それも含めて両市町でぜひそれを継続して、東出雲町にもそれが支援できるような体制を築いていただきたいと思いますと思っております。

それともう一つ、松江市には用地取得助成として、取得金額の30%以内での支援がなされております。こういうのは東出雲町にはありません。このような電力の補助と、それから用地取得の補助が明確化されれば、山陰自動車道沿いにありますので、好立地性を受けて新しい企業の進出や既存企業の活性化がなされ、製造業の発展が進んでいくことを確信しております。どうかF補助金については、特に松江市さんの御協力を得てぜひ実現するようにお願いをしたいと思います。以上です。

矢野事務局長 今の御意見でございますが、今、委員さんおっしゃいました、原発の立地市に新しく企業を新設をする、あるいは既存の企業が設備を増強いたしまして契約電力量、いわゆる電力支出を伴うような設備増強をいたしまして、あわせて3人以上の雇用があれば電気料を国の方から約半額、最大8年間の補助がある制度がございます。松江市は、その国の補助と、それから市の単独補助をあわせまして最大8年間電気料の補助ということで、実は企業の支援を通じまして産業振興、あるいは雇用の創出、こういったことを図っておるところでございます。この電源の電気料の補助のF補助金といいますのは、やはり原子力政策を国が推進しておる、国策としてやっておる、そのかわりに原発立地地域の産業振興、あるいは雇用対策ということで、国が振興を図る目的でこの制度を創設したものでございます。

平成17年3月31日に合併をいたしまして、旧八束郡の中では美保関町、あるいは八束町、八雲町、それから玉湯町、宍道町、これらは区域外でございました。合併をいたしまして、平成17年の12月に制度改正をしていただきまして、合併をした17年度から市内全域このF補助金の対象になるように制度改正の働きかけを国にいたしまして実現したところでございます。この合併協議が進みまして協議が調えば、今、委員さんがお願いされましたように、関係自治体、あるいは関係機関と一緒にあって要望を重ねて、必ず実現をさせるような取り組みにつなげていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

松浦会長 はい、どうぞ。

越野委員 社会福祉協議会のサイドからちょっと発言したいと思うんですが、社会福祉協議会、私どもでは特に事業予算というものが社会福祉協議会の会費、1戸当たり1,000円でございますが、それと共同募金の約3分の2の見返り、それから、あとは町の補

助金に頼って事業というものがなしてあるわけでございますけれども、その中で、やはり行政サイドからの委託、あるいは助成金がないとなかなか事業がこなしていけないという事情がございまして、特に東出雲の場合は、新規事業としてはことしの4月から包括支援センターを立ち上げたわけでございますけれども、まだ過渡期でございまして、順調にそこがペイできるだけの金額に事業金額が上がっていないというような状況でございまして、そういう点からもやはり行政のバックアップをぜひお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

矢野事務局長 今回の御要望でございますが、松江市の社会福祉協議会も同じようにやはり会費と、それから行政からの補助金、委託料等によって運営をしておいででございますので、今後、事業調整に当たりましては実態に応じて急激にならない部分もあろうかと思っておりますので、やはり市民のサービスが停滞しないような形で事業調整に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

松浦会長 さっきの電気代に対する助成金の話なんですけれども、これは松江市と東出雲町とで一番大きく違う点だと思います。ところが、昨日ああいった企業に訪問しましてこの話をいたしましたけれども、だれも御存じなかったという状況がございまして、やっぱりこれは合併の場合の1つの大きなメリットということになりますので、そういった点をもう少しやっぱり住民の皆さん方、企業の皆さん方にPRをしていく必要があるのかなというふうに思ったところです。

それから、今お話はありませんでしたけれども、この47ページの真ん中、松江市の補助金の真ん中よりもちょっと上段の方に、資金繰り円滑化支援緊急資金信用保証料補給金というのがあります。これは県の資金繰り円滑化緊急資金という制度が一昨年からできたわけなんですけれども、これを借りる場合に、信用保証協会の方から借りる場合は信用保証料というのを取られるわけです。これは結構高額でございまして、それに対して松江市の場合は3分の2を補助をしております。それで、これは非常に今、各企業なり事業者の方からは大変重宝がられている制度でございます。こういったことなども、今、限度額が8,000万に引き上げられたと思っておりますが、そういったことなどももう少し合併の1つの大きなメリットとして、物づくりの企業がたくさんいらっしゃるわけでございますので、ぜひともPRをしていただければなというふうに思っております。

ほかにございますでしょうか。

特になければ、議案の13につきましては以上とさせていただきたいと思っております。

続きまして、議案の14につきまして事務局の方から提案をお願いします。

大谷事務局班長 そういたしますと、議案の14、防災関係の取り扱いについての件につきまして提案させていただきます。

資料の50ページをごらんください。防災関係の取り扱いについて。

(1) 防災会議、水防協議会及び国民保護協議会については、それぞれ松江市の組織に統一する。

(2) 地域防災計画、水防計画及び国民保護計画については、それぞれ合併後速やかに見直しを行う。ただし、見直しを行うまでの間は、両市町の計画を地区ごとに適用する。

(3) 防災行政無線については、当分の間、両市町それぞれのシステムを利用し、合併後に統合を検討する。という提案でございます。

51ページから54ページまでは、根拠法令の災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、国民保護法を載せているところでございます。

55ページから56ページには、防災会議、地域防災計画、水防協議会、水防計画、国民保護協議会、国民保護計画、防災行政無線の現況を載せております。

先ほど提案のとおり、項目1の防災会議、項目3の水防協議会、項目5の国民保護協議会は、松江市の組織に統一。項目2の地域防災計画、4の水防計画、項目6の国民保護計画は、松江市の計画を東出雲町の区域を含めた計画に見直しをする。項目7の防災行政無線については、現システムの更新等には多くの経費も要することから、当分の間今のシステムを利用するというところでございます。

57ページ、58ページには先進事例を載せておりますので、御確認いただきたいと思っております。

議案14につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

松浦会長 議案の14につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。

特にないようでございますので、議案の14につきましては以上とさせていただきます。

続いて、議案の15について事務局から提案をお願いします。

大谷事務局班長 それでは、議案の15、広報、広聴事業の取り扱いについての件につきまして提案させていただきます。

資料の59ページをごらんください。広報、広聴事業の取り扱いについて。

(1) 広報紙については、松江市の例に統一するように調整する。

(2) 広聴事業については、松江市の例により実施する。

めくっていただきまして、60ページをごらんいただきたいと思います。両市町の広報の状況を載せております。松江市は市報松江と支所だよりを毎月1日に自治会を通じて配布しております。東出雲町は、広報きらりとおしらせ版を毎月5日に、また、おしらせ版は、20日にも自治会を通じて配布しているところでございます。これを松江市の例に統一するという提案でございますので、毎月1日の市報に統一し、それにあわせ支所だよりを発行するという形になります。

広聴につきましては、松江市は市長への手紙、メール、だんだん市長室などの個別広聴、市長と語るまちづくり、まちかどトークなどの集団広聴を行っております。東出雲町は、町政に対する意見、質問、手紙などの個別広聴、区長会、町政座談会などの集団広聴を行っているところでございます。これらも松江市の例により実施するというところでございます。

議案15につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

松浦会長 議案15につきましては、御質問、御意見等ございますでしょうか。

特にないようでございますので、議案の15については以上とさせていただきます。

続いて、議案の16について事務局からの提案をお願いします。

大谷事務局班長 それでは、議案16、民生児童委員の取り扱いについての件につきまして提案させていただきます。

資料は61ページをごらんいただきたいと思います。民生児童委員の取り扱いについて。

(1) 合併後の市の民生児童委員及び主任児童委員の定数については、平成22年12月1日改選時の定数の合算とする。

(2) 合併期日の前日時点で委嘱されていた東出雲町の民生児童委員及び主任児童委員については、松江市に引き継ぐ。

(3) 東出雲町の民生児童委員及び主任児童委員の担当区域については、現行のとおり松江市に引き継ぐ。

(4) 東出雲町の民生児童委員協議会については地区民生児童委員協議会として松江市に引き継ぎ、松江市民生児童委員協議会連合会へ加入する。という提案でございます。

めくっていただきまして、62ページ、63ページには根拠法令の民生委員法、児童福祉法を載せているところでございます。

64ページをごらんいただきたいと思います。民生児童委員の定数、配置基準、主任児童委員の定数、配置基準、推薦会の委員構成を載せております。一番上の表の定数のとこ

ろでございますが、松江市が7万6,506世帯で民生児童委員の定数が408人、これを割りますと平均で187世帯で1人の民生児童委員が松江市は配置されているところでございます。これを、次の民生児童委員配置基準(国)の表に当てはめると、松江市は人口10万人以上の市でございますので、170世帯から360世帯ごとの1人ですので、基準の範囲内ということでございます。同じように東出雲町を見ますと、世帯数が4,758世帯で民生児童委員の定数が33人、平均で144世帯で1人の民生児童委員が配置されていることとなります。これも下の基準の表に当てはめると、町村は70世帯から200世帯ごとに1人ですので、基準の範囲内ということでございます。合併後は、世帯数が8万1,264世帯で民生児童委員の定数が441人、平均で184世帯で1人の民生児童委員が配置されていることになり、合併後も人口10万人以上の市でございますので、これも基準の範囲内ということになります。

65ページには、松江市、東出雲町の地区民生委員協議会ごとの委員定数を載せているところでございますので、御確認いただきたいと思えます。

議案の16につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

松浦会長 議案の16について、御質問、御意見等ございますでしょうか。

特にならぬでございますので、議案の16につきましては以上とさせていただきます。

続いて、議案の17について事務局からの提案をお願いします。

大谷事務局班長 続きまして、議案17、環境衛生業務に係る手数料等の取り扱いについての件につきまして提案させていただきます。

資料は66ページをごらんください。環境衛生業務に係る手数料等の取り扱いについて。

(1) 指定ごみ袋代金については、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。

(2) ごみの分別の種類及び方法については、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。

(3) ごみの収集回数については、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。

(4) 自己が直接搬入するごみ処理については、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。という提案でございます。

67ページには根拠法令を載せております。

めくっていただきまして、68ページ、69ページには、ごみの分別・収集・自己搬入等の状況の表を載せております。68ページの表の中ほどの指定ごみ袋のところを見ていただきますと、可燃のごみ袋は、松江市は20リットルの小袋がありますが、値段の差は

ないところでございます。不燃の袋は、これも松江市は小袋がありますが、値段は東出雲町が高く、松江市が安くなっております。反対にリサイクルの袋は松江市が高く、東出雲町が安くなっているところでございます。

また、下から2行目の資源ごみ(缶・びん・ペットボトル)のところを見ていただきますと、東出雲町は月2回、指定ごみ袋に入れてこういうものは収集しております。松江市は、各地区にリサイクルステーションを設置し、そちらに持って行ってもらうという形にしております。

次に、69ページの一番上の行の粗大ごみのところを見ていただきますと、松江市は年2回、1回につき2個まで無料で粗大ごみを収集しておりますが、東出雲町は自己搬入となっております。これらを合併時に松江市の例により統一する方向で調整するというところでございます。

めくっていただきまして、70ページには、先ほど申しました松江市のリサイクルステーションの設置状況を載せておりまして、公民館等の公共施設、ごみの集積所、商店などに28地区で413カ所のリサイクルステーションを設置しておりまして、東出雲町にもこのリサイクルステーションを設置していくこととなります。

71ページ、72ページには、先進事例を載せておりますので御確認いただきたいと思っております。

議案17につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

松浦会長 それでは、議案の17につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

特にないようでございますので、議案の17については以上とさせていただきます。

続いて、議案の18について事務局の方からの提案をお願いします。

大谷事務局班長 それでは、議案18、学校給食費の取り扱いについての件につきまして提案させていただきます。

資料は73ページをごらんいただきたいと思っております。学校給食費の取り扱いについて。

学校給食費については、当面、現行のとおりとし、合併後統一する方向で調整する。という提案でございます。

めくっていただきまして、74ページには根拠の法令を載せております。

75ページをごらんいただきたいと思っております。75ページには、給食費の1食当たりの単価を載せておりまして、小学校では、松江市254円、東出雲町は273円となっております。

ります。中学校では、松江市293円、東出雲町は318円となっております。その下の表は、調理施設の表でございまして、松江市は現在9施設で給食をつくっております、東出雲町は1施設でございます。

参考までに、前回の松江市・八束郡の合併では、合併後2年で給食費の統一をしておるところでございます。

議案18につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

松浦会長 議案18につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

特にないようでございますので、議案の18については以上とさせていただきます。

続いて、議案の19について事務局から提案をお願いします。

大谷事務局班長 それでは、議案の19、小中学校の通学区域等の取り扱いについての件につきまして提案させていただきます。

資料は76ページをごらんください。小中学校の通学区域については、現行のとおりとする。ただし、東出雲町が松江市へ教育事務の委託を行っている学齢児童及び学齢生徒の居住地については、通学距離や生活圏域等を考慮し、合併時に通学区域を変更する。という提案でございます。

77ページには、根拠法令を載せております。

先ほどの提案内容のただし書き以下を具体的に申しますと、82ページをごらんいただきたいと思えます。82ページに東出雲町の通学区域を掲載しておりますが、出雲郷小学校の通学区域、大字出雲郷の中に白井手という地区があります。ここの地区の子供が、現在東出雲町から松江市に教育事務の委託をして竹矢小学校に通学しております。該当の児童生徒は現在1人であります。変更内容といたしましては、出雲郷小学校の通学区域のうち、大字出雲郷のところ、ここに（白井手地区を除く）、こういう変更内容になろうと思っております、そして80ページを見ていただきますと、80ページの湖東中学校のところの竹矢小学校のところでございますが、ここに竹矢小学校の通学区域に東出雲町出雲郷（白井手地区）を加える、こういう内容になろうかと思っております。

めくっていただきまして、83ページには、小学校の学校別児童数、学級数を載せておりました、松江市は本校が33校、東出雲町は3校、児童数は両市町あわせて1万1,437人です。

84ページには、中学校の学校別生徒数、学級数を載せておりました、松江市は本校15校、東出雲町は1校、生徒数は両市町あわせて5,549人です。

85ページには先進事例を載せておりますので、御確認いただきたいと思います。

議案19につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

松浦会長 それでは、議案19につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

それでは、特にならぬようでございますので、議案19については以上とさせていただきます。

本日の議事につきましては以上でございますが、そういったしますと、議案の1と、それから議案の9から19までにつきましては次回、第4回の協議会で委員の皆様にお諮りさせていただくということになりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、本日予定しておりました事業につきましてはすべて終了いたしました。

皆様方の御協力ありがとうございました。

矢野事務局長 皆様、どうもお疲れさまでございました。

事務局から御報告をさせていただきたいと思います。

きょうの会議次第の下4番目に書いてありますが、次回以降の日程について載せさせていただいております。次の第4回の任意協議会でございますが、1月の25日月曜日の午後2時から、今度は松江市内でございますが、タウンプラザしまねの方で開催をさせていただく予定にしておりますので、御出席の方をよろしくお願いいたします。

それから、本日の会議資料でございますが、次回の会議で御協議をいただき、決定、確認をいただく運びと考えておりますので、本日の会議資料を次回の会議の際にあわせてお持ちいただきますようお願いをさせていただきます。

それでは、以上をもちまして第3回の松江市・東出雲町合併任意協議会を終了させていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。